

平成二十年十月七日受領  
答弁第五一号

内閣衆質一七〇第五一号

平成二十年十月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出肝炎対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出肝炎対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの実績については、現在調査しているところである。

二について

厚生労働省としては、昨年十一月に、フィブリノゲン製剤納入先医療機関に対して、フィブリノゲン製剤の投与の事実の調査及びフィブリノゲン製剤を投与されたことが判明した方に対する投与の事実の伝達等を依頼したところであるが、これに対して医療機関から受けた報告によると、本年九月十九日時点で、フィブリノゲン製剤を投与されたことが判明した方は一万二千二百六十二人であり、そのうち医療機関を通じて投与の事実を伝達された方は六千百六十人である。

現在、フィブリノゲン製剤の投与が判明した医療機関に対し、投与の事実が伝達されていない理由についてのより詳細な調査を含む、追加の調査を行っているところであるが、その際に、いまだ投与の事実を伝達していない方がいる場合には、これを行うよう重ねて依頼しているところである。今後、追加調査の結果も踏まえ、再度、医療機関に対する依頼を行うなど、可能な限り早急に投与の事実が伝達されるよう

取り組んでまいりたい。

### 三について

厚生労働省としては、インターフェロン治療に対する医療費助成、検査・治療体制の整備、治療方法等の研究推進、普及啓発等を内容とする新たな肝炎総合対策を本年四月から実施しているところであり、今後ともこれを推進してまいりたい。

また、二についてで述べたとおり、現在、フィブリノゲン製剤の投与が判明した医療機関に対する追加の調査を行っているところであり、その結果も踏まえ、再度、医療機関に対する依頼を行うなど、可能な限り早急に投与の事実が伝達されるよう取り組んでまいりたい。